

とうのう

東濃地域 医師確保奨学資金等 募集要領



東濃地域の指定医療機関で一定期間を勤務
いただければ、貸付金の償還を免除します！

東濃西部広域行政事務組合

URL <http://tono-seibu.org/syougakukin/>

平成30年度 東濃地域医師確保奨学資金等貸付制度 募集要領

1 目的

将来医師として東濃地域の指定医療機関で地域医療に従事する意志がある方に、修学に必要な資金（奨学資金等）を貸し付け、医師として勤務していただくことを目的としています。

2 応募資格

平成30年4月1日の時点で学校教育法管轄の医学部学生(海外の大学や防衛医科大学等は対象外。)、医学部大学院生及び医師で臨床研修、専門研修を受けている方又は受けようとする方。

なお、次のいずれかに該当する方に対しては、貸し付けることができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 貸付人数

2名

4 募集期間

平成30年8月1日（水）から平成30年9月10日（月）午後5時まで（書類必着）

5 応募先

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所3階

東濃西部広域行政事務組合 総務企画課

電話：0572-22-1111 内線 1331 Email：kouiki@tono-seibu.org

6 選考

- (1) 選考方法： 書類審査及び面接試験により行います。
- (2) 面接試験： 別途通知します（9月29日（土）を予定）。
- (3) 貸付決定： 後日、応募者ご本人へ採否の決定通知を送付します。

7 必要書類

(1) 大学生奨学資金（医学部学生に貸し付ける資金）

- ア 貸付申請書（所定の様式）
- イ 大学の在学証明書（平成30年4月1日以降のもの）
- ウ 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（所定の様式。ただし、1年生は卒業した高校の校長の推薦調書でも可）
- エ 保証人の印鑑登録証明書
- オ 住民票（申請者ご本人のみが記載され、本籍の記載がないもの）又はこれに代わるもの
- カ 健康診断書
- キ 意向調査票（所定の様式）
- ク 履歴書

(2) 大学院生奨学資金（医学部大学院生に貸し付ける資金）

- ア 貸付申請書（所定の様式）
- イ 大学院の在学証明書（平成 30 年 4 月 1 日以降のもの）
- ウ 医師免許証の写し
- エ 在学する大学院の学長又は研究科長の推薦調書（所定の様式。ただし、1 年生は卒業した大学の学長又は学部長の推薦調書でも可）
- オ 保証人の印鑑登録証明書
- カ 住民票（申請者ご本人のみが記載され、本籍の記載がないもの）又はこれに代わるもの
- キ 健康診断書
- ク 意向調査票（所定の様式）
- ケ 履歴書



(3) 研修資金（医師で臨床研修、専門研修を受けている方又は受けようとする方に貸し付ける資金）

- ア 貸付申請書（所定の様式）
- イ 研修実施計画書（所定の様式）
- ウ 医師免許証の写し
- エ 臨床研修又は専門研修を受ける医療機関の設置者又はその管理者の推薦調書（所定の様式。ただし、研修 1 年目の方は卒業した大学の学長又は学部長の推薦調書でも可）
- オ 保証人の印鑑登録証明書
- カ 住民票（申請者ご本人のみが記載され、本籍の記載がないもの）又はこれに代わるもの
- キ 健康診断書
- ク 意向調査票（所定の様式）
- ケ 履歴書



(4) 書類作成上の注意

- ア 『健康診断書』は、身長、体重、血圧、視力、聴力、内科的所見、X線所見、その他の疾患・異常の診断項目を満たし、3ヶ月以内のものを提出してください。
- イ 申請には連帯保証人2名が必要です。連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成人で、奨学資金等の償還及び利子の支払いの責任を負うことができる方とします（申請者が未成年であるときは、原則として連帯保証人のうち一人は申請者の法定代理人としてください。）。
- ウ 『所定の様式』は、東濃西部広域行政事務組合のホームページ又は東濃西部広域行政事務組合の事務所にて取得してください。※「東濃西部医師奨学金」で検索してください。
- エ 電子メールのアドレスを、応募書類にご記入ください。

8 貸付決定

- (1) 平成 30 年 10 月末までに応募者ご本人へ書面で通知します。
- (2) 貸付決定を受けた方に貸し付けます。奨学資金等は、貸付初年度の平成 30 年度については 1 年分を 11 月末に一括して交付する予定です。
次年度以降については、4 月分から 6 月分を 6 月に、7 月分から 9 月分を 7 月に、10 月分から 12 月分を 10 月に、1 月分から 3 月分を 1 月に、年 4 回に分けて交付します。
- (3) 貸付決定を受けた方の年齢、性別、大学名、学年、出身地を公表します。

9 貸付金額

- (1) 修学又は研修期間中： 月額20万円（年額240万円）
- (2) 大学入学時： 60万円（1回限り）



10 貸付期間

- (1) 大学生奨学資金： 正規の修学期間（6年間）を限度とする。
- (2) 大学院生奨学資金： 正規の修学期間（4年間）を限度とする。
- (3) 研修資金： 5年間を限度とする。

※（1）～（3）を重複して申請することができますが、貸付期間は通算するものとし、同一の方につき、6年間を限度とします。

11 貸付けの休止及び停止

- (1) 奨学資金等の貸付けを受けている方が次のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分から、その事実が消滅した日の属する月の分まで、当該奨学資金等の貸付けを休止します。

- ア 大学、大学院の課程を休学したとき。
- イ 大学、大学院で停学の処分を受けたとき。
- ウ 臨床研修、専門研修を中断することとなったとき。

- (2) 奨学資金等の貸付けを受けている方が次のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の分から当該奨学資金等の貸付けを停止します。

- ア 死亡したとき。
- イ 大学若しくは大学院の課程を退学し、又は臨床研修若しくは専門研修を中止したとき。
- ウ 心身の故障のため、大学若しくは大学院の課程の履修又は臨床研修若しくは専門研修を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- エ 奨学資金等の貸付けを受けることを辞退したとき。
- オ 偽りその他不正の手段により奨学資金等の貸付けを受けたとき。
- カ アからオに掲げるもののほか、奨学資金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。



12 償還の免除

(1) 償還免除となる要件

次のいずれかに該当するときは、奨学資金等の償還及び利子の支払いの全部を免除します。

- ア 臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了し、特定診療従事医師（※）として奨学資金等の貸付けを受けた期間の3分の2に相当する期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）、指定医療機関で勤務したとき。
- イ 臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了し、奨学資金等の貸付けを受けた期間に相当する期間、特定診療従事医師（※）以外の医師として指定医療機関で勤務したとき。

*上記ア、イの期間を満了するまでの間、通算して貸付期間の2倍に相当する期間（管理者がやむを得ない事由があると認めた場合を除く）を上限として、指定医療機関に勤務しないことができます。

*償還免除となるために指定医療機関に勤務する必要がある期間（必要勤務期間）が3年に満たないときは、これをそれぞれ3年とします。

*指定医療機関に勤務した期間が1年を超え、必要勤務期間に満たないときは一部償還を免除します。

(※) 特定診療従事医師

次のいずれかの診療科の診療に従事する医師とします。

- (1) 小児科
- (2) 産科
- (3) 産婦人科（産科の診療に従事する場合に限る）
- (4) 麻酔科



(2) 償還が免除となる指定医療機関

次の医療機関を指定医療機関としています。償還免除要件を満たすための勤務先は貸付決定の際に申請者の希望を考慮し、決定した指定医療機関となります。

所 在 市	指定医療機関
多 治 見 市	多治見市民病院
患 那 市	市立患那病院・国民健康保険上矢作病院

※指定医療機関に勤務された場合、関連する診療所に勤務していただくことがあります。

(3) 償還が免除となる診療科

償還免除要件を満たすための診療科は貸付決定の際に申請者の希望を考慮し、決定します。

P6の『医師確保奨学資金等の被貸付者の受入れを希望する診療科（平成30年度募集）』を参考のうえ、『意向調査票』に希望する診療科をご記入ください。

※診療科は複数記入しないようにしてください。

(4) 臨床研修（初期研修）

ア 臨床研修先についての定めはありませんので、希望される医療機関で臨床研修を受けることができます

イ 貸付決定の際に決定した指定医療機関が所在する市の次の医療機関で行った臨床研修の期間の2分の1の期間は、必要勤務期間に含まれます。

※臨床研修を実施していない医療機関、診療科があります。詳細については、ホームページをご覧ください。

所 在 市	2分の1の期間を含む医療機関
多 治 見 市	多治見市民病院
患 那 市	市立患那病院



(5) 専門研修（後期研修）

ア 償還猶予の決定を受けた方は、専門研修中は奨学金の償還が猶予されます。

イ 貸付決定の際に決定した指定医療機関で行った専門研修の期間は、必要勤務期間に含まれます。

※専門研修を実施していない医療機関、診療科があります。詳細については、ホームページをご覧ください。

13 奨学資金の償還

(1) 11の(2)の奨学資金等の貸付けが停止されたとき、12(1)の償還免除の要件を満たさなくなったとき、大学を卒業後3年以内に医師の免許を取得できなかったときは、各貸付日から償還事由が生じた日までの日数に対し、年10%の利息が発生し、償還すべき額に利息を加えた額を一括して償還していただきます。

※6年間で合計1,500万円の貸付けを受け、7年目に償還事由が発生した場合、600万円程度の利息になります。

(2) 正当な理由がなく、償還すべき額を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、年5%の延滞利息を支払っていただきます。

※貸付利息及び延滞利息等の算定基準は、条例及び施行規則で定められています。

14 償還の猶予

次のいずれかに該当するときは、奨学資金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができます。

- (1) 大学生奨学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき。
- (2) 大学生奨学資金の貸付けを受けた者又は臨床研修のための研修資金の貸付けを受けた者が、臨床研修終了後引き続き専門研修を受けているとき、又は引き続き大学院に在学しているとき。
- (3) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学資金等の償還及び利息の支払いが困難であると認められるとき(留年の場合を含む)。

15 貸付け決定後の書類提出

毎年度当初に、交付申請書又は現況報告書をご提出いただきます。また、各種変更等の施行規則に定める届出事項に該当することとなった場合、届出書等の提出をしていただくこととなります。詳しくは、条例及び施行規則で確認してください。

注意事項

※この募集要領のほか、『東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例』、『同施行規則』等で充分ご確認ください。条例等は当組合ホームページ(<http://tono-seibu.org/syougakukin/>)にてご覧いただけます。⇒「東濃西部医師奨学金」で検索!

※申請書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですので、遺漏のないよう正確に記載してください。

※申請書類は、採用の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。

※採用の可否について電話等による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、その旨ご了承ください。